■水道料金納期　納付書での支払いは、4月1日㈪までです。支払いが困難な人は、支払猶予に関して相談してください。スマートフォンなどのアプリによる、水道料金などの支払いができます。問 広島県水道広域連合企業団廿日市事務所お客さまセンター☎㉜2286

令和6年度自衛官募集

総務課☎㉚9100

志願手続きや募集要項など詳しくは、自衛隊広島地方協力本部広島地域事務所まで問い合わせてください。

募集種目　自衛官候補生
資　格　18歳以上33歳未満の人
受付期間　随時募集
問い合わせ　自衛隊広島地方協力本部広島地域事務所☎082（261）1070

一般

住居番号の表示板を付けましょう

市民課☎㉚9135

廿日市・大野地域の住居表示実施区域にある建物は、表示板（町名表示板や住居番号表示板）により、住居番号を表示するよう法律および条例で義務付けられています。郵便物の誤配送を防ぐためにも、表示板を取り付けましょう。

表示板の紛失や破損が著しく字が見えなくなっている場合に限り、無料で交換します。住居表示実施区域の確認や表示板の在庫の有無は、問い合わせてください。

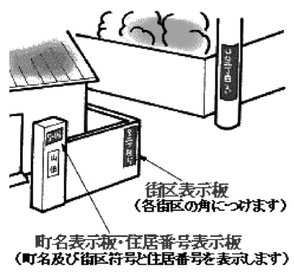

交換時に必要なもの
・破損した表示板
・本人確認書類（運転免許証など）
・建物の住所が確認できるもの（運転免許証、郵便物など）

問い合わせ・配布先
・廿日市地域　市役所市民課
・大野地域　大野支所市民窓口係☎㉚1004

※詳しくは、市ホームページを確認してください

市・県民税、所得税および復興特別所得税の申告は3月15日㈮までに

課税課☎㉚9113

●市・県民税の申告書はできるだけ郵送で

※確定申告書は郵送またはe-Taxで廿日市税務署へ

●吉和支所・宮島支所での申告は予約制

事前に各支所へ連絡し、予約を取ってください。

・吉和支所　☎(77)2113
・宮島支所　☎(44)2001

山火事に注意しましょう

消防本部予防課☎㉚9232

山火事は3月～5月に多く発生し、その原因の多くは火の取り扱いの不注意によるものです。山火事を防ぐため、次のことを心がけましょう。

・枯れ草などのある火災が起こりやすい場所では、たき火をしない
・たき火など火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火する
・強風時および乾燥時には、たき火、火入れをしない
・たばこは、指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに、持ち帰る
・火遊びはしない

廿日市市消防本部
広報キャラクター
「ソナエント」

都市計画道路事業認可

施設整備課☎㉚9181

都市計画道路事業が認可されましたので図書を縦覧します。

事業の種類・名称　広島圏都市計画道路事業3・4・154号筏津郷線
事業施行者　廿日市市
事業地　大野字小田ノ口および大野字郷地内
事業施行期間　令和6年2月22日～令和13年3月31日
事業計画認可日　令和6年2月22日
事業計画図書の縦覧場所　市役所施設整備課

●事業は法律によって次のような制限があります

・建築などの制限
事業の施行の障害となる土地の形質の変更や建築物を建築しようとするときは、市長の許可が必要です。

・土地建物の有償譲渡の届け出
事業地内の土地建物などを有償譲渡するときは、施行者（市）に届け出をしなければなりません。このほか、土地収用法上の諸効果が発生します。

キャンプ場の利用

観光課☎㉚9141
農林水産課☎㉚9148

●アルカディアビレッジ
多目的広場
施設内容　炉付きキャンプサイト、キャンプ広場（芝生）、多目的スペース、炊事棟、管理棟（水洗トイレ・風呂・シャワー）、体育館など

※バーベキューコンロのレンタルや炭・薪の販売あり。数に限りがあります

利用開始日　3月1日㈮（予定）

※予約は観光協会のホームページからできます

●岩倉ファームパーク
キャンプ場
施設内容　フリーサイトのオートキャンプ場（テント約100基設置可能）、炊事棟、水洗トイレ、集会施設（休憩室・シャワー室）

※バーベキューコンロのレンタルや炭・薪の販売あり。数に限りがあります

※テントやタープなどの貸し出しはありません

※通年利用が可能です（年末年始を除く）

●極楽寺山キャンプ場
施設内容　炊事棟、水洗トイレ、シャワー室など

※デイキャンプの利用のみ、宿泊キャンプはできません（デイキャンプは予約不要）

※キャンプ用品などの貸し出しあり

利用開始日　4月1日㈪（予定）
問い合わせ　はつかいち観光協会☎㉛5656

福祉・介護

福祉タクシー利用助成券の事前申請の受け付け開始

障害福祉課☎㉚9152

福祉タクシー利用助成券の事前申請の受け付けを開始します。令和6年度申請分からLINEでの申請を追加します。

申請期間　3月1日㈮～
・事前申請では、4月1日㈪以降に届くように郵送（簡易書留）で交付します

※4月1日㈪以降の窓口申請はその場で交付します

対　象　次の全てに該当する人
・市に住所がある人
・身体障害者手帳1～3級、療育手帳Ⓐ・A・Ⓑ、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかを持っている人

交付枚数　年間1冊まで

※じん臓機能障害3級以上の手帳を所持し、かつ人工透析のため通院をしている人は4冊まで

申請方法
①山崎本社 みんなのあいプラザ3階障害福祉課または各支所福祉担当に手帳と本人確認書類を持参
※代理人が申請する場合、代理人の本人確認書類が必要です
②郵送もしくはLINEの申請
※詳しくは、市ホームページを確認してください
※利用期限を過ぎたタクシー利用助成券は返却してください

国民年金の任意加入

保険課☎㉚9160

国民年金の適用を除外されている人で、次に該当する人は本人の希望で国民年金に任意加入することができます。

●60歳以上65歳未満の人
年金を受給するために必要な10年以上の受給資格期間を60歳までに満たすことができなかった人は、任意加入して不足期間を満たすことができます。
また、受給資格期間を満たしていても、年金額が満額でない人は、任意加入して年金額を満額に近づけることができます。

●65歳以上70歳未満の人
65歳まで任意加入してもまだ老齢基礎年金を受給するための期間が不足している人で、昭和40年4月1日以前に生まれた人は、70歳までに受給資格を満たせる場合のみ任意加入することができます。

●海外に居住している人
海外に住んでいる日本人で、20歳以上65歳未満の人は、国民年金に任意加入することができます。

留意点
・任意加入を希望する人は、口座振替の手続きが必要です。
・申し出の月からの加入になり、さかのぼっての加入はできません。
・老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている人、厚生年金保険、共済組合などに加入している人は任意加入できません。

手続きに必要なもの
・基礎年金番号がわかるもの
・預金通帳、金融機関届出印

国民年金学生納付特例制度

保険課☎㉚9160

国民年金に加入している人が学生であり、本人の前年所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。

現在、学生納付特例に該当している人には、3月下旬に日本年金機構から申請書（はがき）が送られます。

翌年度以降も同じ学校に在学し、学生納付特例を希望する場合は、送付されたはがきに必要事項を記入し、返送してください。

はがきが届かない場合や、新たに学生納付特例を申請する人は、学生証または、在学証明書を持参して手続きをしてください。

受付開始日　4月1日㈪
※住民票がある市区町村で手続きをしてください

国民健康保険の手続き

保険課☎㉚9159

国民健康保険加入手続き

このようなとき	必要なもの
転入したとき（前住所地でも国保に加入していた場合）	本人確認ができるもの（マイナンバーカード・免許証など）
職場の健康保険をやめたとき（扶養から外れた場合も含む）	・健康保険資格喪失証明書 ・本人確認ができるもの（マイナンバーカード・免許証など）
社会保険の任意継続の有効期間が切れたとき	・任意継続健康保険資格喪失証明書または任意継続の健康保険証（有効期限または資格喪失日が表示されたもの。国保に加入する人全員分） ・本人確認ができるもの（マイナンバーカード・免許証など）

※手続きには個人番号が分かるマイナンバーカード、通知カード（記載事項が住民票と一致している場合のみ）などが必要です
※国民年金加入者、切り替えの人は年金手帳または基礎年金番号通知書が必要です

国民健康保険の手続き

	このようなとき	必要なもの
㊚保険証が必要な場合	修学のため転出する	国民健康保険証、在学証明書または学生証（コピー可）
	現在在学予定年限を過ぎた後も、引き続き修学する	㊚保険証、在学証明書または学生証（コピー可） ※住所に変更がある場合は住民票
㊚保険証が不要となった場合	卒業後転入し、国民健康保険に加入する	㊚保険証
	勤務先などの健康保険に加入する	㊚保険証、勤務先などの健康保険証
	卒業後も、市外に住民票を置く	㊚保険証

※手続きには個人番号が分かるマイナンバーカード、通知カード（記載事項が住民票と一致している場合のみ）などが必要です

※本人以外の届け出は、委任状と代理人の本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）が必要な場合があります

国保証の修学者（㊚保険証）用手続き
修学のため、家族と別居して他市区町村に住所を移した人には、㊚保険証を発行します。卒業などで必要なくなった人も必ず手続きをしてください。詳しくは、保険課まで問い合わせてください。

※令和6年3月中に有効期限を迎える㊚保険証を持っている世帯に修学状況届を送付するので、提出してください

■納期限　4月1日㈪　保育料3月、延長保育料3月、留守家庭児童会利用料3月、市営住宅使用料3月、市営住宅駐車場使用料3月、社会福祉施設入所者負担金2月

■夜間納税窓口　3月26日㈫　17時15分～19時45分　市役所税制収納課　問 税制収納課☎㉚9111